



特定商取引に関する法律および特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

Q

インターネットを利用した通信販売を営んでいます。顧客とのコミュニケーションを促進するため、また、新規の見込み顧客獲得のために電子メールが有効であると言われていました。しかし、近時、法律が改正され、このようなセールスに対する規制が強化されたと聞きました。具体的な内容について、教えてください。

A

今回の改正により、通信販売事業者および送信者が電子メールにより商業広告を送るときは、一定の表示を行うことが義務づけられました。以下、説明します。

●電子メールによる一方的な商業広告の送信(迷惑メール)に関する新たな表示義務とは

改正の経緯

一九九九(平成十一)年十二月に採択された「OECD電子商取引消費者保護ガイドライン」において、「一方的に送られる

商業広告メール(unsolicited commercial e-mail messages)」について勧告が出されました。

わが国でも、電子メールによる一方的な商業広告、特に携帯電話に送信される「迷惑メール」が拡大し、社会問題化しており、早急な対応の必要性から、現行の「特定商取引に関する法律」(特定商取引法)の下で通信販売などに係る広告について省令改正を行い、二〇〇二(平成十四)年一月に公布、二月一日に施行。次に、特定商取引法を同年四月に改正公布し、七月一日から施行されました。

同時に「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」も同年四月に成立し、七月一日に施行されました。

改正の内容

特定商取引法、省令改正、特定電子メール法の内容が一部、重複または補完した内容になっていきます。改正点のポイントを紹介いたします。

■表示義務

(1) 表題部への「未承諾広告※」の表示
請求等に基づかず送信される広告メールの表題部には、従来「! 広告!」と表示することになっていましたが、今回の改正により「未承諾広告※」と表示し

なければなりません。(省令第八条第一項第九号等、特定電子メール法)。

なお、「未承諾広告※」という表示は、メール本文と同一の文字コードにより符号化して表示しなければなりません。

(2) 受信拒否(オプトアウト)のための連絡方法(電子メールアドレスの表示)

従来は「! 連絡方法無!」との表示も認められていました(省令)が、今回の改正で「再送信禁止規定」が創設されたのに伴い、本人(消費者)が事業者に対して広告メールの受け取りを希望しない方法の表示が義務づけられました(特定商取引法第十一条第二項等、特定電子メール法)。

また、請求等に基づかず送信される広告メールに受信拒否の表示をする場合には、メール本文の最前部に「(事業者)」との表示に続けて、「事業者の氏名または名称」および「受信拒否の連絡を受け付けるための電子メールアドレス」を表示しなければなりません(省令第八条第一項第八号等)。

これにより消費者は、リンク先に入ることなく、メールにより受信拒否の連絡を行うことができます。

なお、当該表示が事業者のときは、当該表示の前に「(事業者)」、送信者のときには当該表示の前に「(送信者)」と表

示します。また、事業者であり、送信者でもあるときは「(事業者) (送信者)」または「(送信者) (事業者)」と併記して表示します。

(3) 送信者の住所および電話番号
リンク先を含め、任意の場所に表示しなければなりません。

(4) 電子メールの送信主体が「事業者」か「送信者」かによって、次の事項の表示が追加して義務づけられています。

ここで「事業者」とは、通信販売における販売業者および役務提供事業者、連鎖販売取引における統括者、勧誘者および連鎖販売業者を行う者、業務提供誘引販売取引における業務提供誘引販売業者を行う者をいいます。

●事業者の場合

(a) 消費者の請求の有無にかかわらず、事業者の住所や電話番号、価格やその支払い方法、返品特約等の商品やサービスの取引条件に関する情報を広告内に表示しなければなりません。

(b) 消費者の請求等に基づいて送信される広告メールには、オプトアウトの通知を受ける方法を広告内に表示しなければなりません。

●送信者の場合

(a) 当該広告メールを送信するときに用いた電子メールアドレスを、送信者電子メ

ールアドレス表示部に表示しなければなりません。

(b) 伝送経路に関する情報を当該電子メールに係る任意の場所に表示しなければなりません。

■再送信の禁止

本人(消費者)が、広告メールの受け取りを希望しない旨を事業者に行った場合には、事業者は、本人(消費者)に対する広告メールを再送信することが禁止されました(特定商取引法第十二条の二等)。なお、受信拒否通知を受けた事業者は、広告内容やメールアドレスを変えても、当該消費者に対し広告メールを送信することは禁止されています。

なお、財団法人日本産業協会が再送信禁止義務に違反するメールが送付されてきた場合の情報提供の協力を呼びかけています。所定の方法 (<http://www.nisankyo.or.jp/>) に従い、情報提供にご協力ください。

■受信拒否の通知をする方法

消費者が、受信拒否の通知を行う場合には、受信拒否の連絡を行うためのメールアドレス宛てに、①受信を拒否する自己の電子メールアドレス、②受信を拒否する旨の記載をします。①は、「FORM欄」への表示でもかまいません。②は、件名欄に

「受信拒否」と記載します。特に受信を拒否する内容を限定し、また、期間を限定したい場合はその旨を記載します。

なお、受信拒否の通知を行った際には、後日、通知の有無について争いになることを避けるため、送信メールを保存しておきましょう。また、受信拒否の際に、氏名や住所等の個人情報を提供する必要は一切ありません。十分注意をしてください。

■罰則について

特定商取引法上の表示義務または再送信禁止義務等に違反した通信販売事業者等は、指示、業務停止命令等の行政処分の対象となります。

なお、指示や業務停止命令に違反した場合、①指示違反については一〇〇万円以下の罰金、②業務停止命令違反については三〇〇万円以下の罰金または二年以下の懲役、またはその併科(法人の場合、三億円以下の罰金)という罰則の適用を受けることとなります。